議事資料４

岩手県国民健康保険連携会議の設置について

１　設置の趣旨

岩手県国民健康保険運営方針（平成 29 年 11 月 21 日策定。以下「運営方針」という。）「第９　施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等について」において規定している、運営方針の推進に当たっての意見調整等を行うため設置するもの。

> **【運営方針第９（抜粋）】**
>
> 国民健康保険法に基づく国保運営方針の推進に当たっての意見調整等を行うため、県、市町村、国保連合会で構成する岩手県国民健康保険連携会議を設置します。

２　岩手県国民健康保険連携会議の概要

（１）所掌

①　運営方針の推進に関すること。

②　運営方針の見直しに関すること。

③　国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に関すること。

④　その他必要と認める事項。

（２）構成員

・県…健康国保課総括課長（座長）

・市町村…国民健康保険主管課長

・岩手県国民健康保険団体連合会…事務局長

（３）ワーキンググループ

必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

３　その他

平成 30 年４月１日施行の国民健康保険法の一部改正により、広域化等支援方針に係る規定が削除されたことから、広域化等支援方針推進連携会議設置要綱を廃止する。

岩手県国民健康保険連携会議設置要綱

（目的）

第１条　岩手県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）の推進に当たっての意見調整等を行うため、岩手県国民健康保険連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

（所掌）

第２条　連携会議は、次に掲げる事項について所掌する。

（１）　運営方針の推進に関すること。

（２）　運営方針の見直しに関すること。

（３）　国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に関すること。

（４）　その他必要と認める事項。

（構成員）

第３条　連携会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

（１）　岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

（２）　各市町村国民健康保険主管課長

（３）　岩手県国民健康保険団体連合会事務局長

２　連携会議に座長を置き、岩手県保健福祉部健康国保課総括課長を充てる。

３　座長は連携会議の会務を総理し、会議の議事進行を行う。

４　座長に事故があるときは、座長が指名する者が座長の職務を代理する。

５　座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第４条　連携会議は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

２　ワーキンググループは、連携会議の構成員が所属する団体の職員から、座長が指名する者で構成し、岩手県保健福祉部健康国保課国保担当課長が主宰する。

３　ワーキンググループは、必要に応じて、関係者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第５条　連携会議の庶務は、岩手県保健福祉部健康国保課において行う。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年５月８日から施行する。

市町村事務の広域化・効率化ワーキンググループの設置について

１　設置の趣旨

岩手県国民健康保険運営方針（平成 29 年 11 月 21 日策定。以下「運営方針」という。）「第７　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進」の規定に関する事務的な検討・協議を行うため、岩手県国民健康保険連携会議設置要綱第４条の規定に基づき設置するもの。

> **【運営方針第７（抜粋）】**
>
> **２　広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組**
>
> （１）市町村事務の広域化・効率化の方向性
>
> ○　将来の市町村標準保険料（税）水準の統一を見据え、市町村事務の広域化・効率化についても、岩手県国民健康保険連携会議の下にワーキンググループを設置し、国保連合会と連携を図りながら検討を進めていきます。

２　市町村事務の広域化・効率化ワーキンググループの概要

（１）検討・協議事項

①　保険者事務の共同実施に関すること

②　市町村事務の共通化に関すること

③　その他岩手県国民健康保険連携会議座長が必要と認める事項

> **【運営方針において、今後、協議・検討を進めるとしている事項】**
>
> **≪第５　市町村における保険給付の適正な実施≫**
>
> ・県による保険給付の点検
>
> ・不当・不正請求事案に係る返還請求事務の県への委託
>
> ・高額療養費に係る事務の標準化
>
> **≪第７　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進≫**
>
> ○　市町村事務の広域化・効率化の具体的な取組内容については、ワーキンググループなどで市町村の意見を踏まえ、平成 30 年度から検討を進めることとします。
>
> ア　保険者事務の共同実施
>
> ・高額療養費に係る事務
>
> イ　保健事業の共同実施
>
> ・糖尿病性腎症重症化予防
>
> ウ　市町村事務の共通化
>
> ・国民健康保険税減免要綱、一部負担金減免及び徴収猶予取扱い要綱、滞納者に係る資格証明書及び短期被保険者証の取扱い、葬祭費等
>
> エ　システムの共同利用
>
> ・市町村事務処理標準システムの共同利用の検討
>
> ○　既に、実施している医療費適正化や収納対策などの共同実施の取組についても、更なる推進に向けた検討を行っていくこととします。

（２）構成員

・県…健康国保課国保担当課長

・市町村…国保地区協議会ごとに当該協議会が推薦する市町村の実務担当者
（１地区１名ずつ計７名）

・岩手県国民健康保険団体連合会…事務局の実務担当者（１名）

３　その他

（１）ワーキンググループの開催

２ヵ月に１回程度開催する。

（２）協議の経過・結果の報告

ワーキンググループでの協議の経過、結果については、必要に応じて岩手県国民健康保険連携会議において報告を行う。

協議事項の最終的な決定については、岩手県国民健康保険連携会議に諮り決定する。

（３）その他

協議事項の数や内容によっては、新たにワーキンググループを設置することも検討する。

市町村事務の広域化・効率化ワーキンググループ設置要領

（目的）

第１　岩手県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）第７の規定に関する事務的な検討、協議を行うため、岩手県国民健康保険連携会議設置要綱第４条の規定に基づき、市町村事務の広域化・効率化ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（所掌）

第２　ワーキンググループは、次に掲げる事項について、事務的な検討、協議を行うものとする。

（１）　保険者事務の共同実施に関すること。

（２）　市町村事務の共通化に関すること。

（３）　その他岩手県国民健康保険連携会議座長（以下「座長」という。）が必要と認める事項。

（構成員）

第３　ワーキンググループは、以下の者から座長が指名する者で構成する。

（１）　岩手県保健福祉部健康国保課国保担当課長

（２）　国保地区協議会の地区ごとに当該地区協議会が推薦する市町村の実務担当者

（３）　岩手県国民健康保険団体連合会事務局の実務担当者

２　岩手県保健福祉部健康国保課国保担当課長は、ワーキンググループを招集し、会議の議事進行を行う。

３　ワーキンググループは、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第４　ワーキンググループの庶務は、岩手県保健福祉部健康国保課において行う。

（その他）

第５　この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この要領は、平成 30 年５月８日から施行する。

平成 30 年度のスケジュール

	国	県	市町村
H30.4		◇普通交付金交付決定（4/6） ◇普通交付金交付（H31.4 まで毎月）	◇普通交付金交付申請
H30.5		**〇連携会議（5/8）** ・連携会議の設置、WG の設置	○連携会議における県との協議
H30.6		**〇運営協議会** ・31 年度納付金算定に係る諮問	○WG による広域化・効率化の検討
H30.7		◇事業費納付金納付書送付（H31.2 まで毎月）	
H30.8	**〇31 年度公費の在り方を提示**		◇事業費納付金納付（H31.3 まで毎月）
H30.9		**〇連携会議** **〇運営協議会** ・31 年度納付金・標準保険料率審議 （31 年度公費の在り方を踏まえた試算結果）	○市町村運営協議会における議論
H30.10	【10 月下旬】 **〇30 年度仮係数を提示**		
H30.11		**〇連携会議** **〇運営協議会** ・31 年度納付金・標準保険料率審議（仮係数による算定結果） ・31 年度納付金算定に係る答申	○保険税率の算定（仮係数による算定結果に基づく算定）
H30.12	【12 月末】 **〇30 年度確定係数を提示**		◇財政安定化基金借入・交付申請
H31.1		**〇連携会議** ・31 年度納付金・標準保険料率審議（確定係数による算定結果） **●31 年度納付金・標準保険料率決定・通知** ◇財政安定化基金貸付・交付内示	○保険税率の算定（確定係数による算定結果に基づく算定）
H31.2			
H31.3		**●特別会計 31 年度予算決定** ◇財政安定化基金貸付・交付 ◇普通交付金変更交付決定	**●保険税率決定（条例改正）** **●31 年度予算決定** ◇普通交付金変更交付申請

※　国のスケジュールについては、昨年度と同時期を想定したものであること。
※　特別交付金については、交付要綱等が確定していないため、記載していないこと。